

方法書段階における住民説明会について

1 現状の条例規定

方法書の住民説明会は条例上義務付けられていない。

*準備書の住民説明会は事業者が縦覧期間内に関係地域内で開催することが義務づけられている。(条例第 20 条)

2 環境影響評価法の改正

平成 24 年 4 月 1 日以降に公告・縦覧を行う方法書については、事業者が縦覧期間内に関係地域内で方法書説明会を開催することが義務づけ。

3 環境影響評価法の改正の背景

平成 22 年の中央環境審議会答申で、「法施行後に作成されている方法書は、法施行時の想定と比べて、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっていること」、「方法書段階の住民等意見には調査方法ではなく、方法書の理解を深めるための方法書の趣旨や内容の周知を求める意見が見られる」等の理由により、「方法書の目的についての理解を深め、方法書段階でのコミュニケーションを充実させるために、方法書段階での説明を法において義務化すべきである」とされたため。

4 他都市の導入意向

自治体名	導入意向	
A 市	済み	平成 24 年 4 月 1 日施行
B 市	有	検討中。準備書説明会と同様とする予定。
C 市	有	検討中
D 市	未定	検討中
E 市	(済み)	現行条例で方法書の周知を図る手段の一つとしている。
F 市	有	検討中
G 市	有	検討中
H 市	有	検討中
I 市	未定	検討中
J 市	有	検討中
K 市	有	検討中
L 市	有	検討中
M 市	有	検討中。環境審議会に諮問予定
N 市	有	検討中。準備書説明会と同様とする予定

